

令和3年度  
(長期継続契約)

下 第 (2) 号

小矢部市公共下水道 ポンプ場保守管理業務委託

業 務 委 託 設 計 書

小 矢 部 市



西中野汚水中継ポンプ場

維持管理仕様書

小矢部市上下水道課

# 第1章 一般事項

## 1. 目的

本仕様書は、西中野污水中継ポンプ場の各設備機器の機能を、常に正常に維持するための定期的な点検及び清掃業務を実行するに当たっての、業務内容を定めるものである。

## 2. 業務履行の業務

受託者は、本設備が污水中継のための重大な設備であることを十分に認識し、本仕様書及びその他関係書類等に基づき市担当職員の指示に従って、誠実かつ効率的に業務を遂行するものとする。

## 3. 計画書の提出

受託者は、定期点検設備実施計画書を作成し、市担当職員の承認を得るものとする。

## 4. 点検業務の実施

- 1) 受託者は、定期点検の実施に当たっては、予防保全の趣旨を原則として設備が常に正常な機能を発揮する状態に保つようすること。
- 2) 業務実施の細目については、あらかじめ市担当職員と協議の上で点検設備の基準を設け、これに基づいて作業を実施する。

## 5. 故障修理等

定期点検時に発見した異常あるいは運転中に発生した故障等で大規模なもの修理は本維持管理業務の範囲外として、その対策については、別途に協議するものとする。

## 6. 報告書

受託者は、業務の遂行に当っては次の書類を作成し、市担当職員に提出して承認を受けるものとする。

- 1) 各機器点検設備実施記録
- 2) 従事者名簿
- 3) その他、市担当職員が必要と認めて指示するもの。

## 7. 安全管理

受託者は、作業中常に安全管理に留意し、作業従事者に適宜安全教育を実施して労働災害の防止に努めること。

## 8. 貸与及び支給品

業務に必要な下記の物品等は、市より受託者に貸与又は支給預けるものとする。

- |                  |                               |
|------------------|-------------------------------|
| 1) 貸与品           | 本施設に関する図書<br>工具類<br>その他必要な備品類 |
| 2) 支給品<br>(無償支給) | 電力<br>水                       |

## 第2章 維持管理業務内容

### 1. 維持管理範囲

維持管理範囲は、沈砂池設備より配管弁設備までの各機器及びその他関係設備の一式とする。

1) 沈砂池設備	2台
沈砂流入ゲート	1台
自動除塵機	1台
沈砂分離機	1台
No.1 集砂装置	1台
自動給水装置	1台
コンテナ用チェーンブロック	1台
2) 主ポンプ設備	
No.1. 2主ポンプ(φ150)	2台
No.1. 2主ポンプ用吐出弁	2台
No.3 主ポンプ(φ300)	1台
No.3 主ポンプ用吐出弁	1台
No.4 主ポンプ(φ300)	1台
No.4 主ポンプ用吐出弁	1台
ポンプ井連絡ゲート	1台
主ポンプ点検用チェーンブロック	1台
3) 脱臭設備	
脱臭ファン	1台
土壌脱臭装置	1台
換気用風道及びダンパー	1台
No.2            "	1台
空気圧縮機	2台
角落し吊り上げ用チェーンブロック	1台
4) その他設備	
鋼製加工品	1式
配管弁設備	1式

## 2. 点検業務詳細

### 1) 定期点検

1回／10日      36回／年

#### 点検内容

- ・各機器の運転管理
- ・電流値・絶縁抵抗測定
- ・電磁流量計記録値確認
- ・レベルスイッチの作動確認
- ・グリスアップ
- ・その他保守点検業務
- ・異常の有無
- ・場内巡視

### 2) し渣並びに沈砂

搬出運搬処分 1回／10日      36回／年  
定期点検時に実施とする。

(計画搬出量)

し渣      4.0 kg／日

沈砂      0.016 m<sup>3</sup>／日

### 3) 場内外清掃

建物、敷地内

### 4) その他

ポンプ井、沈砂池の清掃業務

## 3. 維持管理業務の範囲外

### 1) 下水流入管の清掃業務

#### 4. 消耗品・清掃用具

- |         |                  |
|---------|------------------|
| 1) グリス  | 1 缶 (18 kg) / 年  |
| 2) ウェス  | 4 袋 (4 kg/袋) / 年 |
| 3) 清掃用具 | 1 式              |

上記の消耗品・清掃用具は本維持管理業務に含むものとする。

# 特 記 仕 様 書

今石動町雨水ポンプ場保守管理業務

小矢部市 上下水道課

# 第1章 総則

## 第1条 適用

1. この特記仕様書は、建設省機械設備点検整備共通仕様書でいう特記仕様書で、小矢部市上下水道課が管理する今石動町雨水ポンプ場に適用する。
2. 本業務の履行にあたっては、図面、特記仕様書によるほか一般的な事項は共通仕様書による。

## 第2条 発生品

本業務により生じた発生品は、生産物品等報告書を添え当該ポンプ場において管理者に引き渡すものとする。

## 第3条 履行管理

立会いを要する項目は、別途監督員の指示によるものとする。

## 第4条 規格値

品質及び出来高の規格値は、原則として当該設備の完成図書に示す規格値によるものとし、完成図書に記載のない事項については「機械工事施工管理基準(案)」を準用するものとする。

## 第5条 設備の操作

請負者は点検誠意の履行に伴い、設備の運転・操作を必要とする場合は、事前に監督員の承諾を受けるものとする。

## 第6条 疑義

請負者は、仕様書等について疑義がある場合は、すみやかに監督員に報告し、協議の上決定するものとする。

## 第2章 業務の概要

### 第7条 業務の概要

本業務は、小矢部市上下水道課が管理する下記雨水ポンプ場の機能保持を目的として、設備全般の月点検・整備を行うものである。

施設の名称	水系名・河川名	地 先	適 用
今石動町雨水ポンプ場	小矢部川	小矢部市今石動町2丁目157-1	

第8条 業務の範囲

本業務の範囲は、次表に示す各機器及び装置の月点検及び整備とする。

区分	機器及び数量	単位	雨水ポンプ場							備 考
			今石動町							
点検	主ポンプ	台	2							
	減速機	台分	2							
	主原動機	〃	2							
	吐出弁	〃	2							
	補機類	式	1							
	電源操作設備	〃	1							自家用電気工作物点検 項目を除く。
	自家発電設備	〃	-							
	除塵設備	〃	1							
	樋門設備	門	3							
	総合試運転	式	1							

第9条 設備の操作

1. 設備の運転操作を伴う点検整備は、監督員の承諾を受けて請負者が行うことを原則とする。
2. 前項の運転操作に必要な燃料及び電力に必要な費用は、発注者の負担とする。

## 第3章 点検

### 第10条 点検項目

点検項目は、別表点検リストによるものとする。

なお、同表に記載されていない事項であっても機能確認上必要と思われるものについては、これを充足するものとする。

### 第11条 点検要領

点検は、国土交通省「排水機場設備点検・整備指針(案)」に基づき実施するものとする。

### 第12条 点検作業

1. 点検実施者は、当該設備の機能、構造等に精通し、かつ点検作業に十分な知識と経験を有するものでなければならない。
2. 点検作業は、おのおの点検項目に基づき、各項目ごとに異常の有無を確認するものとする。
3. 点検作業中、早急に修理または改造を要する不良、不具合箇所を発見した場合は、すみやかに監督員に報告するものとする。
4. 点検を安全確実に行なうための仮設材(足場、梯子、架台等)は、必要に応じて適宜準備しておかなければならない。
5. 設備に備え付けの特殊工具の受け渡しは、監督員の立会いのもとに行うものとする。
6. 設備の総合試運転については、監督員と協議のうえ行うものとする。
7. 総合試運転は、原則として排水運転を行うものとするが、水位条件等により不可能な場合は監督員と協議のうえ、その指示に従うものとする。

## 第4章 整備

### 第13条 整備内容

本業務で行う整備内容は、次表のとおりとする。

設備の名称	整備箇所	整備内容
今石動町雨水ポンプ場		
	各装置等	清掃及びグリスアップ
	点検結果の不良箇所	調整又は予備品等を用いて行える整備1式
	場内外	し渣処分、場内外の清掃及び樹木等の管理

### 第14条 整備作業

1. 整備実施者は、当該施設の機能、構造等に精通し、かつ整備作業に十分な知識と経験を有するものでなければならない。
2. 整備作業中、さらに整備箇所が発見され急を要する場合は、すみやかに監督員に報告するものとする。
3. 整備を完全確実に行うための仮設資材(足場、梯子、架台等)は、必要に応じて適宜準備しておかななければならない。
4. 整備に必要な器具及び部品、材料等は次項の場合を除き請負者の負担とする。
5. 設備に備え付けの特殊工具及び予備品等を使用する場合は、監督員立会のうえ受け渡しを行うものとする。

## 第5章 提出図書

### 第15条 一般事項

1. 請負者は、契約書及びこの仕様書等に基づいて別に示す様式等により関係図書を指定期日までに提出しなければならない。
2. 提出図書の内容に変更を生じた場合は、その都度変更図書を提出しなければならない。
3. 点検整備の種類や規模等により提出することが不要な図書については、監督員の承諾を受けたうえで提出を省略できるものとする。
4. 指示、承諾及び協議は、原則として書面により行うものとする。

### 第16条 提出図書

この仕様書に基づき提出する図書は、次の通りとする。

1. 業務履行前に提出するもの。
  - (1) 着工届
  - (2) 現場代理人及び主任技術者届
  - (3) 工程表
  - (4) その他、監督職員が指示したもの。
2. 業務完了時に提出するもの。
  - (1) 完成届
  - (2) 点検整備業務報告書
  - (3) 業務履行写真
  - (4) その他、監督職員が指示したもの。

### 第17条 点検整備業務報告書

1. 第16条に定める点検整備業務報告書には、次の事項について記載するものとし、記入様式等は監督員の指示するもの、または監督職員の承諾を受けたものとする。
  - (1) 業務履行概要
  - (2) 実施工程表
  - (3) 点検整備記録(点検項目、判定、処置方法、整備内容等他)
  - (4) 計測記録
  - (5) 交換部品等
  - (6) その他

2. 点検整備業務報告書の提出部数は、次の通りとする。

- |                   |      |
|-------------------|------|
| (1) 着工届           | 1 部  |
| (2) 現場代理人及び主任技術者届 | 1 部  |
| (3) 実施工程表         | 1 部  |
| (4) 点検整備業務報告書     | 毎月1部 |
| (5) 業務履行写真        | 1 部  |
| (6) 完成届           | 1 部  |

## 第6章 検査・その他

### 第18条 一般事項

1. 請負者は、検査のために必要な資料の提出、測定等については、検査職員または監督員の指示に従わなければならない。
2. 検査のために必要な労務等は、請負者の負担とする。
3. 請負者は、検査に先立ち必要な試運転調整を行なわなければならない。

### 第19条 検査

1. 点検整備業務の検査にあたっては、管理技術者が立会のうえ検査を受けなければならない。
2. 請負者は、特記仕様書またはあらかじめ監督員が指示した箇所など主要な履行段階の区切等には、監督員の検査を受けなければならない。

### 第20条 工期

令和3年契約日の翌日から令和6年3月31日までとする。

# 点検リスト

点検日 令和 年 月 日

点検者

設備名	点検箇所		点検結果	設備名	点検箇所		点検結果
自動除塵機	電流計	NO.1	A	NO.1 吐出弁	異音、異常振動		
		NO.2	A		警報表示 他		
	レーキの定位置停止						
	グリス給油状態			冷却水 揚水ポンプ	NO.1	電流計	A
	異音、異常振動					吐出圧力	kg/cm2
	警報表示 他				NO.2	電流計	A
			吐出圧力	kg/cm2			
し渣搬出機	電流計		A	警報表示 他			
	ベルト蛇行の有無						
	異音、異常振動			燃料 移送ポンプ	NO.1	吐出圧力	kg/cm2
	警報表示 他				NO.2	吐出圧力	kg/cm2
			警報表示 他				
放流ゲート	異音、異常振動			NO.2 主ポンプ	軸封水圧力計		kg/cm2
	警報表示 他				異音、異常振動		
			警報表示 他				
NO.1 主ポンプ	電流計		A	NO.2 吐出弁	異音、異常振動		
	軸封水圧力計		kg/cm2		警報表示 他		
	異音、異常振動						
	警報表示 他			警報表示 他			

# 点検リスト

点検日 令和 年 月 日  
点検者

設備名	点検箇所		点検結果	設備名	点検箇所		点検結果
エンジン	冷却水圧力(運転時)		kg/cm2	空気 圧縮機	Vベルトの張り、損傷		
	潤滑油圧力( " )		kg/cm2		潤滑油量		
	給気圧力( " )		kg/cm2		異音、異常振動		
	エンジン回転数		rpm		警報表示 他		
	潤滑油量			膨張タンク	自動補給の確認		
	異音、異常振動				(ドレン弁開でレベル低下)		
	警報表示 他				フロートの作動確認		
減速機	潤滑油圧力( " )		kg/cm2	燃料 小出槽	自動補給の確認		
	クラッチ油圧力( " )		kg/cm2		(ドレン弁開でレベル低下)		
	潤滑油量				フロートの作動確認		
	異音、異常振動						
	警報表示 他						
空気槽	タンク圧力	常用	kg/cm2				
		予備	kg/cm2				
	ドレンセパレーター ドレン抜き						
	配管等空気漏の有無						

設計条件(西中野污水中継ポンプ場)

管理方式	巡回	設置後経過年数	29年
現有ポンプ能力	19.6m <sup>3</sup> /分	流入量	930,000m <sup>3</sup> /年
保有設備	沈砂地設備	巡回距離	10km(往復)
	主ポンプ設備	巡回速度	30km/hr
	脱臭設備	巡回体制	1人
	換気設備	巡回頻度	10日に1回
	受変電設備	異常通報待機	24時間体制
	直流電源設備	場内清掃頻度	10日に1回
	無停電設備		
	自家発電設備		
	動力設備		
	計装設備		
	建築付帯設備		

西中野汚水中継ポンプ場  
点検業務報告書

										点検日	年	月	日
点検項目	異常振動 及び音	電流値 (A) (定格)	絶縁抵抗 (定格)	漏電 リレー	表示状態 確認	故障	制御確認	状態目視	オイル グリスUP	その他			
着水井				良・否				水位 ( )		水量・エア量確認( ) 井戸ポンプ圧力計( ) 給水ポンプ圧力計(NO1 NO2 ) 水量確認( ) 温度検知装置(良・否) 温度検知装置(良・否) 交換予定日( )			
沈砂流入ゲート		( )	( )	良・否									
自動除塵機		( )	( )	良・否									
沈砂掻揚機		( )	( )	良・否		(タイマー)	し渣残り( )						
No.1 沈砂搬出コンベアー		( )	( )	良・否		( " )							
No.2 " (洗浄水エア)		( )	( )	良・否		( " )	洗浄 ( )						
給水槽(砂溜り)						(電極)	砂溜り ( )						
自動給水装置						(フェカスイッチ)	圧力計 ( )						
ポンプ井						(フロート)	スカム発生状況( )						
No.1 主ポンプ吐出弁		( )	( )	良・否									
No.2 "		( )	( )	良・否									
脱臭ファン		( )	( )	良・否		(タイマー)							
活性炭吸着塔						( " )	マノメーター						
No.1 コンプレッサー		( )	( )	良・否		(圧カスイッチ)	空気圧 ( )						
No.2 "		( )	( )	良・否		( " )	空気圧 ( )						

その他の設備	異常の有無	沈砂搬出 当日	( )	電磁流量計メーター読み	当日
角落し・吊り上げ用チェーンブロック	有 無	月間計	( )		前日
コンテナ用チェーンブロック	有 無	年間計	( )		差
主ポンプ点検用チェーンブロック	有 無				(年間計)
No.1 活性炭搬出入用チェーンブロック	有 無	沈砂搬出 当日	( )	ポンプ場積算メーターの読み	当日
No.2 活性炭搬出入用チェーンブロック	有 無	月間計	( )		前日
自動ボール弁及び電動仕切弁	有 無	年間計	( )		差
電磁弁ユニット	有 無				(年間計)
融雪ノズル	有 無				
特記事項					点検会社名 点検責任者 作業者 " "



## 本 工 事 費 内 訳 表

費目	工種	種別	細別	単位	数量	単価	金額	摘要
西中野汚水中継ポンプ場 維持管理業務								
	直接業務費							
		保守点検業務		年	3			一位代価表第1号
		その他の業務		年	3			一位代価表第2号
						計		
今石動町雨水ポンプ場 維持管理業務								
	直接業務費							
		保守点検業務		年	3			一位代価表第3号
		事務業務		年	3			一位代価表第4号
		清掃業務		年	3			一位代価表第5号
		予備診断		年	3			一位代価表第6号
						計		
	直接業務費計							



一位代価表第 1 号

保守点検業務 明細書

1年 当たり

設計条件  
積算基準 下水道施設維持管理積算要領

一金 円

内 訳

名称	品種	形状寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
業務総括責任者			人				
副総括			人				
主任			人				
技術員			人				
技能員			人				
計							
							改め

一位代価表第 2 号

その他の業務 明細書

1年 当たり

設計条件  
積算基準 下水道施設維持管理積算要領

一金 円

内 訳

名称	品種	形状寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
業務総括責任者			人				
副総括			人				
主任			人				
技術員			人				
技能員			人				
その他			人				
計							
							改め

一位代価表第 7 号

沈砂処理費 明細書

設計条件  
積算基準

1年 当たり

一金 円 内 訳

名称	品種	形状寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
沈砂処理費			m3				
計							





一位代価表第 5 号

清掃業務 明細書

1年(12回) 当たり

設計条件  
積算基準

一金 円

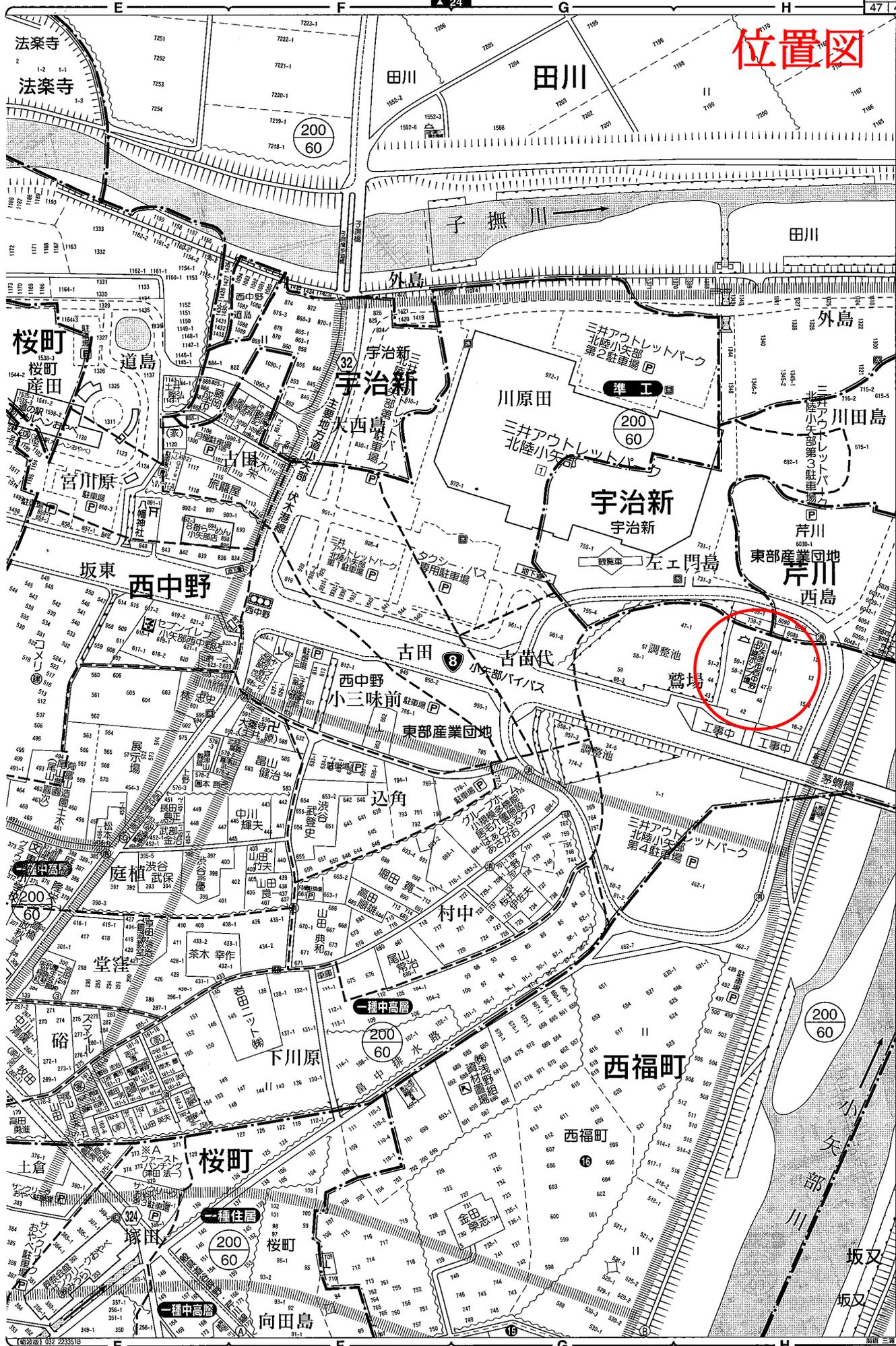
内 訳

名称	品種	形状寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
技能員			人				
その他			人				
し渣処分費			式				
計							
							改め

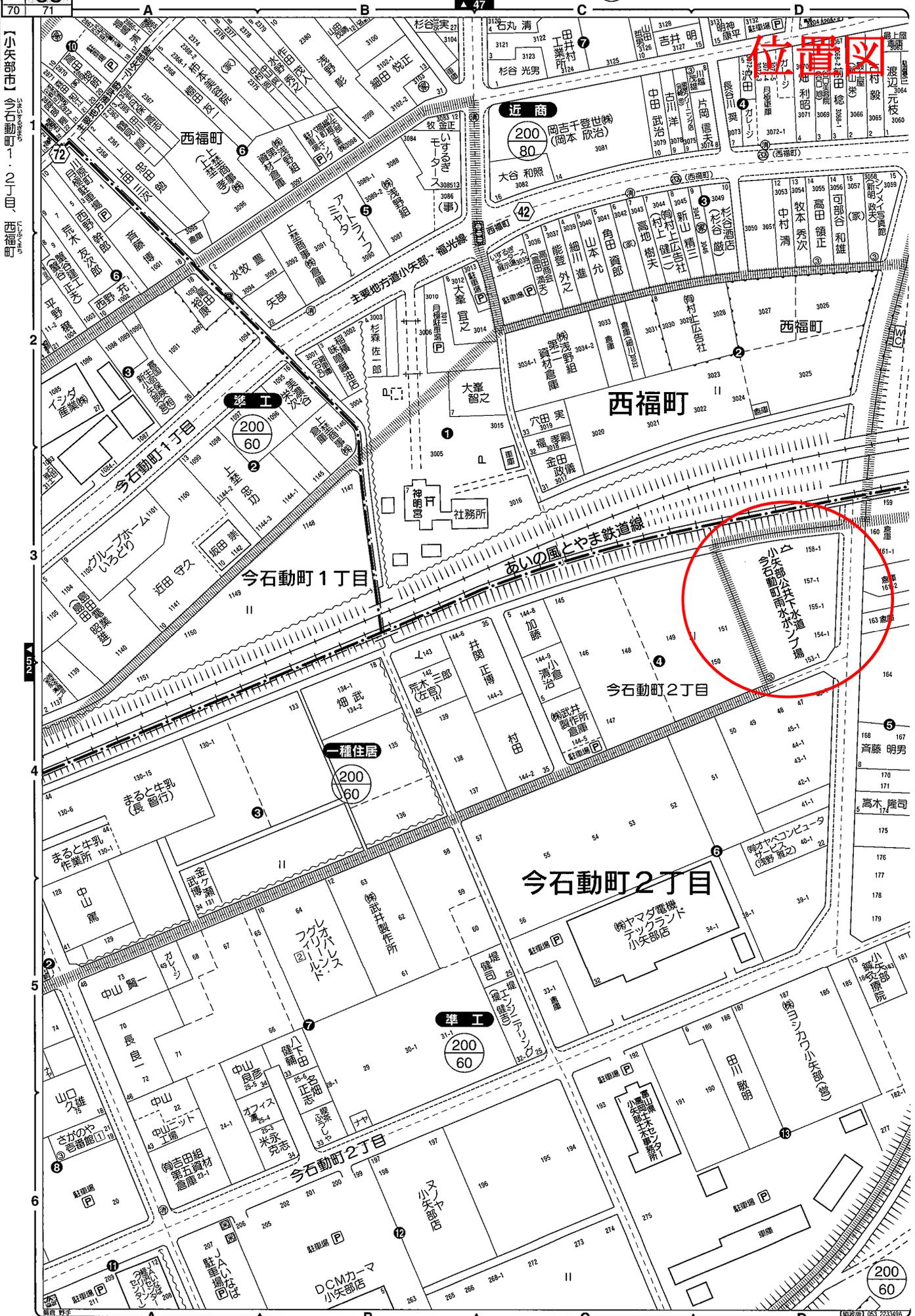




# 位置図



【小矢部市】  
宇治新、坂東、桜町、芹川、田川、西中野、西福町、法楽寺



位置図

【小矢部市】今石動町1丁目 西福町

3537 A

6